

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定改正廃止	規格番号(制定の場合、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	制定	B0681-1	製品の幾何特性仕様(GPS)－表面性状－第一部:表面性状の指示	Geometrical product specifications (GPS) — Surface texture: Areal — Part 1: Indication of surface texture	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、三次元表面性状の「図示方法」について、ISO 25178-1を基に規定した規格である。これまで表面性状測定は二次元のプロファイル方式が主流であったが、加工部品の精密化に伴い表面性状を面で評価する三次元表面性状の規格が必要になった。特に光学式(電磁波を使用する方式)測定機は、すでに三次元表面性状での評価ができるようになっている。これまで三次元表面性状測定に対応するために、三次元表面性状パラメータ(B 0681-2)および仕様オペレーター(B 0681-3)のJISを制定してきたが、「図示方法」の制定については未着手であった。そのためISO 25178-1を基にした三次元表面性状の「図示方法」のJISを制定する必要がある。	【期待効果】・三次元の表面性状の図示が標準化されることにより、国内産業において三次元表面性状の活用が促進され、製品の高機能化が促進される。・三次元の表面性状の図示が標準化されることにより、国内の産業界において三次元表面性状の要求事項を指示する場合の図示記号の構成・三次元表面性状パラメータに関連する定義・座標系・デジタル製品定義データ	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.定格 5.光学特性 6.耐環境性及び耐久性 7.試料 8.試験報告書 9.表示 10.包装 11.安全	ISO 25178-1:2016	IDT	第2条の該当号: 2(製図方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1.基礎的・基盤的な分野	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年4月	17.04.20	5		
JSA	06 電子	制定	C5930-3	光伝送用スイッチ 第3部:シングルモード光ファイバピッギテール形1×2及び2×2スイッチ	Fiber optic switches - Part 3: Non-conectorized single-mode fiber optic 1 x 2 and 2 x 2 switches	【制定・改正する理由(必要性)】光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、そこでは多量の1×2及び2×2光スイッチが使用されている。また、今後のICT社会の更なる発展に伴い、光スイッチは今後も多量に導入することが予想されているが、現在、JISは制定されておらず、国際規格IEC61753-071-02に基づいた光スイッチが使用されている。その他の光ファイバ通信システム用光部品と同様に、国際規格との整合性を維持しつつ国内の通信事業者の使用環境に合わせた規格の存在が望まいため、IEC61753-071-02に基づいたJISを制定する必要がある。	【期待効果】この規格の制定によって、国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の光部品と同様の使用環境に対応した光スイッチの調達が容易となり、調達コストの削減、システムの拡張及び災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な規定項目は、以下のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.定格 5.光学特性 6.耐環境性及び耐久性 7.試料 8.試験報告書 9.表示 10.包装 11.安全	IEC 61753-071-02:2020	MOD	第2条の該当号: 1(種類、性能、耐久度) 対象事項: 光伝送用スイッチ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年10月		2		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C5954-6	光伝送用能動部品一試験及び測定方法 - 第6部:複心並列伝送リンク用光送・受信モジュール	Fiber optic active components and devices - Test and measurement procedures - Part 6: Optical transmitting and/or receiving modules for multi fiber parallel transmission link	【制定・改正する理由(必要性)】 光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールにはJIS C 5954-3で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)に準拠した機器が主に使用されていたが、昨今の通信容量の大幅な増加に対応するため、新たな大容量伝送を可能とする通信方式に移行しつつある。その一つとして、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な複心並列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s～25Gbit/s)があり、現在、その生産拡大とともに急速に普及が進んでいる。この様な状況から、近年の大容量伝送を可能とする光送・受信モジュールの性能に対応した、試験・測定方法の標準化の要望が強まってきた。このため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、複心並列伝送リンクに関する試験及び測定方法のJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、急速に普及が進んでいる製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者と利用者との間に製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 複心並列伝送リンク用光送・受信モジュールの試験および測定方法 5 複心レーンでの試験に関する注意事項			第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できるもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月	5		
JSA	06 電子	制定	C5955-2	光伝送用能動部品一性能標準テンプレート - 第2部:複心並列伝送リンク用光送・受信モジュール	Fiber optic active components and devices - Performance standard template - Part 2: Optical transmitting and/or receiving modules for multi fiber parallel transmission link	【制定・改正する理由(必要性)】 光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールにはJIS C 5955-1で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)に準拠した機器が主に使用されていたが、昨今の通信容量の大幅な増加に対応するため、新たな大容量伝送を可能とする通信方式に移行しつつある。その一つとして、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な複心並列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s～25Gbit/s)があり、現在、その生産拡大とともに急速に普及が進んでいる。しかししながら、既存のJIS C 5955-1は、この複心並列伝送リンクで新たに規定された性能項目を網羅していない。このため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、複心並列伝送リンクの性能標準に対応した性能標準テンプレートのJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、急速に普及が進んでいる製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 複心並列伝送リンク用光送・受信モジュールの性能標準テンプレート	第2条の該当号: 第1号、第4号(性能、試験方法、測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できるもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月	5				

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する 判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	05 電気	制定	C60068-2-5	環境試験方法－電気・電子－第2～5部：地上レベルでの疑似日射並びに日射試験及び耐候性試験の指針(試験記号 S)	Environmental testing - Part 2-5: Tests - Test S: Simulated solar radiation at ground level and guidance for solar radiation testing and weathering	【制定・改正する理由(必要性)】この規格の目的是、電気・電子機器に関する機器またはコンポーネントが実際の最終用途環境で、日光または窓ガラスを通した日光にさらされた時に発生する風化効果(温度、湿度)を再現することである。この制定原案の対応国際規格は、1975年に第1版が発行されてから、国際照明委員会によって発行されたテクノロジカルの規格や太陽スペクトルの情報の取り入れ、熱影響試験以外に耐候性試験を取り入れるなどの改訂をした第3版が2018年に発行された。携帯電話の普及や自動車の電子化に伴う電子製品・機器に対応した、促進耐候試験としての活用が期待されることから、この規格を制定する必要がある。	【期待効果】この規格の制定によって、電子機器や電子部品が日光にさらされた時に発生する風化効果(温度、湿度)を評価することが可能となり、電子機器や電子部品などの性能及び品質の向上、改善、国際取引の円滑化などに寄与することができる期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.総論 5.試験方法Sa:熱影響試験 6.試験方法Sb:ぬれの有無による耐候性試験 7.製品規格に規定する事項 8.試験報告書に記載する事項	IDT	IEC 60068-2-5:2018, ENVIRONMENTAL TESTING - Part 2-5: Tests - Test S: Simulated solar radiation at ground level and guidance for solar radiation testing and weathering	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1.国際標準をJIS化するなどの場合	一般財團法人日本規格協会のWG	2021年9月	5		
JSA	06 電子	制定	C60194-1	プリント基板の設計、製造及び組立－用語 第1部：プリント基板及び電子実装技術共通	Printed boards design, manufacture and assembly - Vocabulary - Part 1: Common usage in printed board and electronic assembly technologies	【制定・改正する理由(必要性)】プリント配線板、受動部品、半導体などの電気・電子部品は、世界のあらゆる業種で用いられており、共通用語を用いることは国内外を問わず取引上でも重要となる。IECでは、プリント配線板、受動部品、半導体などの電気・電子部品の用語を対象としたIEC 60194-1(Printed boards design, manufacture and assembly - Vocabulary - Part 1: Common usage in printed board and electronic assembly technologies)を2021年に制定した。我が国においても、電気・電子部品に関連する諸活動における相互理解を図るために、国際規格IEC 60194-1を基にした用語の標準化を図る必要がある。	【期待効果】プリント配線板、受動部品、半導体などを製造、販売及び／又は使用する際に、標準化された共通用語を用いて、技術的な調整が容易となって、開発・製造の効率化が図れるとともに、受渡当事者間での取引におけるトラブル防止及び円滑化につながることが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義	IEC 60194-1:2021	IDT	第2条の該当号: 5(用語)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、エ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月	31.180;31.190	3	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する 判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	05 電気	制定	C60695-11-11	火災危険性試験－電気・電子－第11-11部：試験炎－非接触火炎源による着火に必要な熱流束の測定方法	Fire hazard testing – Part 11-11: Test flames – Determination of the characteristic heat flux for ignition from a non-contacting flame source	【制定・改正する理由(必要性)】 現在、電気・電子機器等の故障によって発生する小さな炎に対する影響(C60695-11-5:ニードルフレーム試験方法)及び発生後の炎の相対的な燃焼率動(C60695-1-10:50W試験炎による水平及び垂直燃焼試験方法)などの火災発生源を模擬した試験方法が採用されているが、製品及び材料の着火性状を実際の火災で起こる入射熱流束によって評価する方法は確立されていない。そのため、実際の火災で想定される加熱強度(入射熱輻射)に対する製品及び材料の着火性状を、最新の火災安全学に則った熱流束を用いて試験し評価する方法を標準化する必要がある。 この評価方法について、我が国からIEC/TC89に国際提案し、2021年内にIEC 60695-11-11として発行される見込みであるため、この規格を対応国際規格としてJISを作成する。	【期待効果】 この規格の制定によって、従来の火災発生源を模擬するのではなく、最新の火災安全学に則って、火災に対する定量的安全性評価方法の規格ができ、この評価方法による火災安全性の知見に基づいて電気・電子製品が製造されることによって、火災に対する安全性の高い製品を消費者に提供できる。これによって、安全・安心な社会ニーズに貢献できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.試験原理 5.試験装置 6.試験試料 7.試験条件 8.試験方法 9.試験結果の評価 10.データの精確度 11.試験報告書	IEC 60695-11-11:2021 (改訂中) Fire hazard testing – Part 11-11: Test flames – Determination of the characteristic heat flux for ignition from a non-contacting flame source	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する評価方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。 利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1.国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年8月	5			
JSA	06 電子	制定	C61300-3-53	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-53部:検査及び測定－マルチモード導波路(光ファイバを含む)からの二次元ファーフィールドデータに基づくエンサークルドアンギュラーフラックス(EAF)測定方法	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-53: Examinations and measurements – Encircled angular flux (EAF) measurement method based on two-dimensional far field data from multimode waveguide (including fiber)	【制定・改正する理由(必要性)】 近年、マルチモードの光ファイバ及び光導波路は、日本国内も含めて、データセンターや車載用途といった、比較的短距離の高速通信用光ファイバ及び光通信デバイスでの利用が拡大している。 これらの特性を正確に評価することは、相互接続性を担保する上でも重要であり、国際的には、IEC 61300-3-53が2015年に制定され、光導波路を伝搬する励振モード特性の一つであるエンサークルドアンギュラーフラックス(EAF)の測定方法のうち、二次元のファーフィールド測定を基に算出する具体的な方法を定めている。2020年には、グレーデッドインデックス型のマルチモード光ファイバ、光導波路などを適用範囲に含めるなどの改訂も行われている。 一方、我が国においては、エンサークルドフラックス(EF)測定の元になるトランスマッピング測定方法については、JIS C 61300-3-43:2012で規定しているものの、EAFの測定方法については標準化されておらず、近年の高速通信用光ファイバ及び光通信デバイスでの利用拡大等に対応し、国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、国際規格との整合が図られた測定方法が確立され、国内での測定結果が国際取引でも使用できるようになり、市場の混亂回避と取引の円滑化が見込まれ、しいては市場の拡大に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.測定条件 5.装置 6.サンプリングと試料 7.幾何校正 8.測定手順 9.結果 10.個別規格に規定する事項 附属書D(規定) EAFテンプレートでの光学系	IEC 61300-3-53: 2020, Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-53: Examinations and measurements – Encircled angular flux (EAF) measurement method based on two-dimensional far field data from multimode waveguide (including fibre)	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。 利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1.国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月	5			

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定・改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C61757	光ファイバセンサ通則	Fiber optics sensors - Generic specification	【制定する理由(必要性)】光ファイバセンサは、光ファイバ自体をセンサ媒体又は伝送媒体とするセンシング技術であり、小型化、耐環境性、長距離測定性能などこれまでの電気式のセンサはない特長をもつていて。また、取得される大量の測定データは昨今のAI技術との親和性も高く、近年、国内における市場規模が広がってきている。その一方で、光ファイバセンサ製品は、その仕様や評価方法が統一されておらず、ユーザーにとって不便が生じているため、今後の普及促進に向け、適切かつ統一的な試験方法の確立などの標準化が求められている。こうした中で、2018年に国際規格としてIEC61757(Fibre optic sensors - Generic specification)が発行されたことから、これを基に、我が国の市場の実態に即したJISを制定する必要がある。	【期待効果】この規格の制定によって、国際規格との整合が図られ、かつ、我が国の市場の実態を反映した統一的な仕様や評価方法などが示されることから、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際市場の拡大にも寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.品質保証 5.試験及び測定手順 6.分類 7.マーキング・ラベル・包装取扱説明書 8.IECタイプの指定 9.安全性 10.発注情報 11.図面	IEC 61757:2018	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 光ファイバセンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	1.国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月	33.180.99	5	
JSA	06 電子	制定	C61760-2	表面実装技術－第2部：表面実装用部品(SMD)の輸送及び保管条件－指針	Surface mounting technology—Part 2: Transportation and storage conditions of surface mounting devices (SMD)—Application guide	【制定・改正する理由(必要性)】能動部品、受動部品などの表面実装用電子部品(以下、SMDといふ)は、世界のあらゆる業種で用いられている基本部品であり、国際貿易で取り扱われる重要な製品部類の一つである。SMDの輸送時及び保管時における注意事項は、SMDの流通によって必要な情報である。このため、既にIEC 61760-2:2007(第2版)を対応国際規格とするJIS C 5070が制定されているが、IEC 61760-2の主要な規定である、表面実装部品の輸送、保管時の環境条件の分類、環境パラメータ及びその厳しさなどの規定が、昨今の社会環境の変化に合わせて全面的に改訂され、第3版として2021年に発行された。JISとしても、国際規格と整合し最新の技術水準に対応した規格とするとともに、IEC 61760-2の整合規格であることを明確にするため、規格番号を改めてこの規格を制定することが必要である。したがって、この規格の発効と同時に、JIS C 5070は廃止する予定である。	【期待効果】SMDの市場への流通及び輸出入に関わる製造業者、使用者、物流業者などにこの規格の周知を図ることによって、製品の損壊及び劣化を防止して、国内外における取引上の支障の未然防止に資することができる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.SMDの輸送及び保管の一般条件 5.SMDの輸送条件(環境分類、環境パラメータ及びその厳しさ) 6.SMDの保管条件(環境分類、環境パラメータ及びその厳しさ) 7.関連事項	JIS C 5070: 2009	IEC 61760-2:2021	IDT	第2条の該当号: 2(輸送の生産方法) 対象事項: 表面実装部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月	31.240	3

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	07 情報	制定	C61882	ハザード及び運用性の検討(HAZOPスタディ) - 適用の指針	Hazard and operability studies (HAZOP studies) - Application guide	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、リスク解析技法の一つであるハザード及び運用性(Hazard and operability; HAZOP)の調査の手引を示すものである。HAZOPは、設計の段階でリスク及び運用性の問題を構造的及び体系的な手法で特定することで、適切な改善方法の決定に役立つものであることから、ISO 31010(リスクマネジメント-リスクアセスメント技法)においてリスクを特定するための技法の一つとして位置付けられている。HAZOPは、1960年の初めに、化学プラントの安全評価のために開発された技法であるが、2001年には、その適用のための手引について国際規格化され、IEC 61882として制定された。近年、その適用分野が、人の移動を含む輸送システム、種々の産業における管理手順の評価、ソフトウェア及びコード開発等へと拡大していることに伴って改訂が行われ、2016年に第2版が発行された。多種のシステム、プロセス及び手順に適用可能で、かつ、広範囲なシステムのリスク低減に有効な解析技法として、公衆の安全性確保にも寄与することが期待できる。 一方、我が国において、HAZOPはプラント産業以外の分野ではあまり使われていないものの、既にJISとなっているFMEA(C5750-4-3)及びFTA(C5750-4-4)とともに用いることによって、設計段階においてより有効なリスクの特定が可能となる。これらのことから、我が国においても、広範囲な分野のシステムの安全性及び運用性を向上させるためにHAZOPの活用が有用であり、その適用のための手引を標準化するため、当該国際規格に整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、リスク解析技法であるHAZOPを活用するための国際規格と整合した手引を使うことができるようになり、広範囲な分野のシステムの設計段階において、より有効なリスク特定が可能となることから、我が国の自動運転システム、緊急対策計画といった多様な分野における安全性及び運用性の向上が期待できるとともに、国際競争力の強化にも寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義並びに略語 ・HAZOPの主な特徴 ・HAZOPの適用 ・HAZOPの調査手順	IEC 61882:2016	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 鉱工業品(システム)	法律の目的に適合している。 対象事項: 鉱工業品(システム)	利点: ア、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月	03.100.50; 03.120.01; 13.020.30	3	
JSA	06 电子	制定	C62343	ダイナミックモジュールー通則	Dynamic modules - General and guidance	【制定・改正する理由(必要性)】 我が国において、ダイナミックモジュールは、通信システムを構築する重要な構成要素となってきており、それらを用いた長距離・大容量光ファイバ通信システムやトラフィックの動的な変化や予期せぬ自然災害による伝送路の寸断等に柔軟に対応できる光ネットワーク網が実現されてきている。こうした中、国際規格IEC 62343(2013年初版発行)が2017年に第2版に改訂され、この規格の対象となるダイナミックモジュールの説明、用語、並びに基本的な考慮事項及び考え方方が定義された。近年光ネットワークの多機能化が進められている中で、ダイナミックモジュール技術の更なる高度化が求められると共に、新技术の開発が進むものと考えられる。災害大国の我が国では、フレキシブルなネットワークの重要性が増しており、これらの新技術の開発がさらに進む前に、現在の国際規格と整合したJISの通則を制定する必要がある。	【期待効果】 制定することによって、製品の開発・製造に関する規格の作成方法の明確化で製品の開発・製造が容易になり、取引の円滑化が期待できることともに、正しい認知が定着することにより、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 規格の作成方法 5 電磁両立性(EMC)に関する要求条件特性	IEC 62343:2017	IDT	第2条の該当号: 5(鉱工業の技術に関する用語、略語、記号) 対象事項: ダイナミックモジュール	法律の目的に適合している。 対象事項: ダイナミックモジュール	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年7月	33.180.01; 33.180.99	3	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	制定	C62922	一般照明用有機EL(LED)パネル－性能要求事項－	Organic light emitting diode (OLED) panels for general lighting - Performance requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、一般照明用有機EL(OLED)パネルの性能要求事項について規定するものである。有機EL照明は、LED照明と同等の省エネルギー性能をもつ可能性があるとともに、光源そのものが面発光であることから扩散板などの部材が必要とせず均一な面発光を実現することが可能である。そのため、照明器具に組み込んだ場合に伴う光の損失がほとんどないことから、省資源・省エネルギーな光源として照明分野での普及が期待されている。IECにおいても一般照明用有機ELの標準化の必要性が強く望まれ、規格制定の検討が行われてきた。我が国は、照明用有機ELの技術開発において世界をリードしてきたことから、IEC TC34の主要メンバーとして参加し、2016年11月に一般照明用有機ELパネルの性能に関する要求事項を規定するIEC 62922[Organic light emitting diode (OLED) panels for general lighting - Performance requirements]の発行に寄与し、その後、2021年8月にAmendment 1が発行された。このため、我が国においても一般照明用有機ELパネルの、性能確保及び品質向上などを図るため、国際規格を基礎としたJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、性能要求事項が標準化され、一般照明用有機ELパネルの性能及び品質が高まり、消費者保護の向上が期待できる。また、製品の普及段階から国際規格に整合した製品が生産・供給されるようになり、国際競争力の強化につながるとともに市場における適正な評価が定着することによって、市場の拡大も期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.一般的な注意事項及び試験条件 5.表示 6.入力電力 7.初期光学的特性 8.維持光学的特性 9.信頼性 10.制御装置設計のための情報 附属書C(規定)全光束の測定方法 附属書G(規定)平均輝度の測定方法	IEC 62922:2016 、AMD1:2021	MOD	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度) 対象事項: 一般照明用有機EL (OLED)パネル	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1.国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本照明工業会のWG	2022年4月	4		
JSA	04 管理システム規格	制定	Q9030	マネジメントシステムのパフォーマンス改善－新製品及び新サービス開発管理の指針	Performance improvement of management systems - Guidelines for new product and service development management	【制定・改正する理由(必要性)】 新製品及び新サービス開発管理は、製品及びサービスの開発に関わる活動を効率的かつ効率的に行うためのプロセスを定め、維持向上、改善及び／又は革新して、次の製品及びサービスの開発に活かす一連の活動であり、生産及びサービス提供におけるプロセス保証とともに、品質保証(顧客及び社会のニーズを満たすことを確実にし、確認し、実証するために、組織が行う体系的活動)の中核をなす活動である。しかし、近年のISO 9001の普及とともに、品質保証を狭い意味で捉え、新製品及び新サービス開発管理の内容について十分な理解のないまま取り組んでいる組織が少なくない。その結果として、重大な品質事故及びトラブルを発生せたり、顧客及び社会にとって価値のある製品及びサービスの開発に失敗している組織もある。このため、品質マネジメントの主要な活動の一つである新製品及び新サービス開発管理に関して、基本的な考え方、取り組むべき重要な活動、及びその実践において役立つ手法として、潜在ニーズの把握、ボトルネック技術の明確化及びブレーカスルー、デザインレビュー及び失敗の防止、初期流動管理、製品及びサービス開発プロセスの見直しなど、日本の品質マネジメントの特徴をなす多くの要素を含んだ適切な指針を国家規格として制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、多くの組織が活用できる、新製品及び新サービス開発管理に関する具体的な指針が示され、各組織においてそれぞれの状況に応じた適切なマネジメントが行われるようになる。また、新製品及び新サービス開発管理の基本的新製品及び新サービス開発管理における重要なマネジメント活動の進め方 6.新製品及び新サービス開発管理のためのツール	主な規定項目は、以下のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.新製品及び新サービス開発管理の基本 5.新製品及び新サービス開発管理における重要なマネジメント活動の進め方 6.新製品及び新サービス開発管理のためのツール	無	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 品質マネジメント	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野 (幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格)	一般社団法人日本品質管理学会のWG	2022年10月	2				

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	03 適合性評価	制定	Q17060	適合性評価－適正実施規準	Conformity assessment - Code of good practice	【必要性】 適合性評価は、製品等が規定要求事項を満たしていることを実証する活動である。適合性評価の手順及びシステムを共有するニーズの高まりを受けてISO/CASCO(適合性評価委員会)においてISO/IEC Guide60:2004として開発され、このガイドを基にJIS Q 0060:2006が制定された。その後、このガイドをアップデートしてISO/IEC 17060に置き換える作業が行われた。 この規格は、WTO/TBT協定との連携を考慮して開発されたものであり、TBT協定の適正実施規準に対するCASCOの方針表明の意味が込められており、ISO/IECの適合性評価規格に詳しい層に対して、一般的な内容としてCASCO規格群の最低限の規準と用語等を伝えることにより、適合性評価への理解を促し、また、TBT協定と組み合わせて使うことができるよう記述されている。 我が国としても、TBT協定を参考する方の利便性のためにも、現行JIS Q 0060:2006を廃止し、対応国際規格に整合したJIS Q 17060として制定する必要がある。	【期待効果】 適合性評価の対象は、製品、プロセス、サービス、システム、設備、プロジェクト、データ、設計、材料、主張、人物、団体又は組織、又はそれらの組合せなど、様々である。 適合性評価の実施方法と要求事項が異なったり、適合性評価結果が承認されない場合があること、製品やサービスの流通を制限する結果となる可能性があるため、適合性評価システムとその実施には、①全ての利害関係者が参加するよう努める、②非差別的で透明性があり公平であること、③貿易に対する不必要的障害を避ける、といった努力が必要である。こうした観点から、この規格は、貿易を促進し、国際、地域、国及び地域レベルでの社会的利益及び、又はニーズの発展を支援する適合性評価政策及び実務を確立し、促進することを意図して開発された。 この規格は、CASCOが通常、17000シリーズ規格の対象とする認定機関、認証機関、適合性評価スキームの所有者等を超えて、規格当局、貿易関係者まで幅広く使用されることを想定したものであり、改訂により、対応国際規格との整合が図られ、一層、公平で信頼できる適合性評価サービスの提供、促進、海外との商取引の合理化に寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・適合性評価の適正実施規準 ・適合性評価の対象の特定 ・特定要求事項 ・適合性評価活動及び適合性評価機関 ・適合性評価システム及び適合性評価スキーム(プログラム) ・適合性評価結果	JIS Q 0060	ISO/IEC 17060	IDT	第2条の該当号: 第10号(役務の内容) 対象事項: 通則的適合性評価	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、エ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野、幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格	一般財團法人日本規格協会のWG	2022年8月	03.120.20	4	
JSA	07 情報報	制定	Q38503	情報技術 - IT ガバナンス - IT ガバナンスのアセスメント	Information technology - Governance of IT - Assessment of the governance of IT	【制定・改正する理由(必要性)】 近年、あらゆる組織は、顧客、従業員、取引先、投資家その他を含む、ステークホルダに対して価値を創出することを求められる中で、ITは事業戦略に欠かせないものとなっている。ITによって実現される情報システムの巧妙が経営に大きな影響を及ぼすといつても過言ではなく、組織においてはITガバナンスを導入し、その価値を高めるための活動が行われている。 ITガバナンスの導入・実現に当たっては、JIS Q 38500(情報技術 - IT ガバナンス)を基礎として、経済産業省が公表している「システム管理基準」において、その要件が示されているが、ITガバナンス適用の有効性について、全体を俯瞰的に評価し、監査するものとなっていない。 一方、国際的には、ISO/IEC38500、ISO/IEC TS38501及びISO/IEC TR38502をベースにITガバナンスを導入した組織を体系的に評価及び監査できる規格が、日本も積極的に協力して開発され、2022年に、ISO/IEC 38503が制定された。 こうしたことから、今後、ITガバナンスを国際的に共通な視点で評価・監査することによって、その実効性を高めていくため、国際規格と整合したJISを制定することが必要である。	【期待効果】 この規格の制定によって、これまで、国内ではシステム管理基準を活用し、国際的には各国の規格によって評価及び監査を実施してきたが、国際的に共通な基準によって評価し、監査することが可能となることから、我が国の組織のITガバナンスがグローバルに推進され、産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. IT ガバナンスの評価のメリット 5. アセスメントのスコープ及びアプローチ 6. IT ガバナンスのアセスメント 7. アセスメント活動	ISO/IEC 38503:2022		IDT	第2条の該当号: 第14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: ITガバナンス	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.020	3	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	07 情報	制定	Q38507	情報技術 - IT ガバナンス - AI(人工知能)の利活用が組織のガバナンスに与える影響	Information technology - Governance of IT - Governance implications of the use of artificial intelligence by organizations	【制定・改正する理由(必要性)】 AIの組織への応用については、さまざまな問題が想定されている。今までのITとは異なり、組織の意志決定にも影響を与えることや、AIが学習することで、同じような状況下でも、異なった結果となることがある。また、AIを含むシステムは、従来のICTシステムより自律性が高く、人の感性に近い判断に使われることが多い。このように、AI(特に深層学習を用いるAI)は、性能保証を確実に行う技術が未発達で、ガバナンス及びマネジメントによって信頼性を確保することが一般的である。そのため、組織の経営者は、AIの導入に当たって与える影響を、倫理を含めて事前に十分に検討することが求められるところから、AIを組織に導入するとき、導入後の応用・運用などについて検討するための指針が必要となっている。 同様なガバナンスの必要性については、EU及び国際団体でも議論されており、国際標準化のための検討が、日本も積極的に協力し、ISO/IEC JTC1/SC42において行われており、AI活用の組織ガバナンスへの影響、AI活用に対処するためのポリシーなどを規定したISO/IEC38507が発行される。この規格は、現在開発中のAI Management System Standard (ISO/IEC 42001)にも参照されており、今後、認証の参考規格として用いられる可能性も高い。 こうしたことから、今後、AI社会原則の実装に向けて、国内外の動向も見据えつつ、我が国の産業競争力の強化と、AIの社会受容の向上を図っていくため、国際規格を整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、ガバナンスに関する国際的な基準を示すことでの信頼性確保や、内部統制の根拠を示すことによる有価証券報告書の国内外に通用する基盤を与えることに寄与する。また、我が国の組織のAIのガバナンスがグローバルに推進され、産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与することも期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 AI 活用の組織ガバナンスへの影響 5 AI 及び AI システムの概要 6 AI 活用に対処するためのポリシー	ISO/IEC FDIS 38507	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: ITガバナンス	法律の目的に適合している。	利点: ア, オ, キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.020	3	
JSA	07 情報	制定	X0134-4	システム及びソフトウェア技術 - システム及びソフトウェアアシュアランス - 第4部: ライフサイクルにおけるアシュアランス	Systems and software engineering - Systems and software assurance Part 4: Assurance in the life cycle	【制定・改正する理由(必要性)】 アシュアランス(assurance、主張が達成された、又は今後達成されるという正当な確信の根拠)の諸概念は、従来のシステム及びソフトウェア開発での、要求仕様及び設計仕様に基づいて実装する方法だけでなく、市場に急速に普及しつつある機械学習で成立したモデルを含むシステムのような、必ずしも仕様が存在しないシステムの開発・運用・保守における品質保証の観点から、今後ますます重要ななる。すなわち、実装の検証及び仕様の妥当性確認を基本とする従来の考え方方に加え、システム及びソフトウェアのライフサイクル(要求事項に対する、開発・運用・保守等のプロセスの進め方)の適切さをステークホルダ間で議論し、正当な確信を得る(アシュアランスを獲得する)ことが求められている。 これに対応して、システム及びソフトウェアアシュアランスに関する規格の策定と見直しが国際的にも行われ、ISO/IEC/IEEE 15026規格群として制定されつつある。我が国においても、ISO/IEC/IEEE 15026-1:2019はJIS X 0134-1:2021(概念及び用語)、ISO/IEC/IEEE 15026-2:2011をJIS X 0134-2:2016(アシュアランスキー)として既にJIS化している。ISO/IEC/IEEE 15026-4は、システム及びソフトウェアの開発・運用・保守のためのライフサイクルプロセス(ISO/IEC/IEEE 12207及びISO/IEC/IEEE 15288)と、それらの各プロセスにおいて、アシュアランス獲得のために特に考慮すべき事項を対応付ける手引となる規格である。2012年に制定されたのち、ライフサイクルプロセスの国際規格の改訂に伴い、改訂版が2021年に発行された。 ISO/IEC/IEEE 12207:2017はJIS X 0160:2021として、ISO/IEC/IEEE 15288:2015はJIS X 0170:2020としてJIS化されている一方で、ISO/IEC/IEEE 15026-4はまだJIS化されておらず、我が国のシステム及びソフトウェア開発におけるライフサイクルのアシュアランス獲得に困難が生じているため、早急にJIS化が必要である。	【期待効果】 この規格を制定することによって、システム及びソフトウェア(以下、「システム」という。)の開発・運用・保守といったライフサイクルプロセスと、システムへの要求事項のアシュアランスに必要なプロセスとを対応付けることが普及する。このことによって、システム開発・運用・保守における取引の円滑化が期待できる。さらに、システムのステークホルダーによる議論及び合意形成(アシュアランス獲得)が重要となることへの国内産業界での理解が進むことで、機械学習の利用を含むシステム・サービス開発においてアシュアランスの諸概念を活用した品質向上がなされ、国際競争力強化に繋がることが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 適合性 5 主要概念 6 システムアシュアランスプロセスビュー 7 ソフトウェアアシュアランスプロセスビュー	ISO/IEC/IEEE 15026-4:2021	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法) 対象事項: 電磁的記録(システム及びソフトウェアアシュアランス)	法律の目的に適合している。	利点: ア, ウ, エ, カ, キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.080	3	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X0164-11	ITアセットマネジメント－第11部:ITアセットマネジメントシステムの審査及び認証機関に対する要求事項	IT asset management – Part 11: Requirements for bodies providing audit and certification of IT asset management systems	【制定・改正する理由(必要性)】 ソフトウェアアセットマネジメント(SAM)のためのJIS X 0164規格群は、ソフトウェアアセット及び関連するITアセットをマネジメントするプロセス及び技術の両方に応じている。また、JIS X 0164-1で、ITアセットマネジメントシステム(ITAMS)の要求事項が規格化されたことによって、市場ではITAMSの構築と機能の高度化が進んでいる。一方、より一層の進展を確実なものにするためには、世界的に運用されているマネジメントシステム認証制度と同様に、技術的能力を有し、公正・公平な立場から審査・認証を行う機関(以下、認証機関といふ。)によって、ITAMSがその要求事項に適合していることの認証が受けられることが有効である。このため、ITAMSの認証機関に対する要求事項の規格化が必要であり、この要求に従いISO/IEC JTC1 SC7/WG21では、2021年6月に、ISO/IEC 19770-11(Requirements for bodies providing audit and certification of IT asset management systems)を発行した。我が国においても、JIS X 0164-1に基づくITAMSの導入・運用が広く普及しており、今後、システムの信頼性を確保する観点から、ITAMSの規格適合性について審査・認証を行う上記認証機関が必要であることから、国際規格に整合した認証機関に対する要求事項を規定するJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、国際的に共通の審査・認証基準に適合する認証機関が設立し、これらの機関による認証制度が普及することによって、ITAMSの信頼性の向上が図られ、ITアセットのより一層の品質向上、産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 原則 5 一般要求事項 6 組織運営機構に関する要求事項 7 資源に関する要求事項 8 情報に関する要求事項 9 プロセス要求事項 10 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項	ISO/IEC 19770-11:2021	IDT	第2条の該当号: 13(提供に必要な能力) 対象事項: ITアセットマネジメントシステムの認証	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.080;03.120.20	3	
JSA	07 情報	制定	X5150-3	汎用情報配線設備－第3部:産業用施設	Information technology – Generic cabling for customer premises – Part 3:Industrial premises	【制定・改正する理由(必要性)】 情報通信トラフィック量は、毎年大幅な増加の一途をたどっているとともに、更に高速通信が可能な新しいアプリケーションが次々に開発されている。これらに対応するため、2017年に、情報配線設備に関する国際規格体系に変更があり、新しい国際規格体系では、旧規格体系のとおりに個別規格であった複数の規格を、共通的一般要件とそれぞれの規格の個別要件とにパートで区分して一つの規格体系となつた。一つの規格体系とすることによって、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守)を適切に行なうことが可能となる。 対応国際規格の第1部及び第2部については、それぞれ、JIS X 5150-1(汎用情報配線設備－第1部:一般要件)及びJIS X 5150-2(汎用情報配線設備－第2部:オフィス施設)としてJIS化されているが、利用者から標準化を強く求められている“産業用施設”について、対応国際規格であるISO/IEC 11801-3及びそのAmendment1:2021を基に、新たにJISを制定する必要がある。また、規格名稱の主要要素を“構内情報配線システム”から“汎用情報配線設備”に改める必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、一つの規格体系に従った設計、施工、試験を行なうことが可能となり、ネットワークの相互接続への対応を容易にできるとともに、最新のアプリケーションだけでなく、開発中のアプリケーションを含めた要求に対応が可能となることが期待できる。また、システム提供者は、共通規格に基づいた商品(情報配線システム)を顧客に提供可能となることが期待でき、システム利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験を受けることによって、どのシステム提供者からも同等品質の商品を受けることが可能となることが期待できるとともに海外市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語、定義、略語及び記号 4 適合性 5 汎用配線設備の構造 6 チャネル性能要件 7 リンク性能要件 8 基本設計 9 ケーブルの要件 10 接続器具の要件 11 コード 12 附属書A(規定)産業用配線システム 13 附属書B(規定)追加の基本設計	ISO/IEC 11801-3:2017, Amendment 1:2021	なし	第2条の該当号: 1(構造、性能) 対象事項: 汎用情報配線設備	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年10月	35.200	5	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定改正廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X5150-5	汎用情報配線設備 第5部:データセンタ	Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 5: Data centres	【制定・改正する理由(必要性)】 情報通信のトラフィック量は、毎年大幅な増加の一途をたどっているとともに、更に高速通信が可能な新しいアプリケーションが次々に開発されている。これに対応するため、2017年にISO/IEC JTC 1/SC 25(情報機器間の相互接続)において、情報配線設備に関する国際規格の体系に変更があり、新しい規格体系では、旧規格体系のときに個別規格であった複数の規格を、共通的一般要件の規格と個別要件の規格とにパートで区分する部編成の規格群となった。一つの規格群とすることによって、ネットワークへの要件が明確になり、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験及び運用・保守)を適切に行なうことが可能となる。 対応国際規格の第1部及び第2部については、それぞれ、JIS X 5150-1(汎用情報配線設備 第1部:一般要件)及びJIS X 5150-2(汎用情報配線設備 第2部:オフィス施設)としてJIS化されており、第3部については、JIS X 5150-3(汎用情報配線設備 第3部:産業施設)としてJIS化作業中であり、利用者から標準化を強く求められている“データセンタ”についても、対応国際規格であるISO/IEC 11801-5を基に、新たにJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、一つの規格群に従った設計、施工、試験及び運用・保守を行うことが可能となり、相互接続が進むネットワークへの対応が適切にできる。また、配線システムの提供者は、共通規格に基づいた商品(配線システム)を顧客に提供可能となるとともに、配線システムの利用者は、どの配線システム提供者からも同等品質の商品を受けることが可能となることが期待できる。さらに、対応国際規格の体系と一致したJISとすることによって、海外からの輸出の際の貿易障壁がなくなることが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語、定義及び略語 4. 適合性 5. 汎用配線システムの構造 6. チャネル性能要件 7. リンク性能要件 8. 基本配線構成 9. ケーブルの要件 10. 接続器具の要件 11. コード及びジャンパの要件 附属書A(規定) 平衡配線リンクの組合せ	ISO/IEC 11801-5:2017	IDT	第2条の該当号: 1(構造、性能)	法律の目的に適合している。 対象事項: 汎用情報配線設備	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年10月	1			
JSA	07 情報	制定	X5153	平衡配線設備エンドツーエンドリンク、モジュラープラグ終端リンク及びダイレクトアタッチ配線設備の測定	Information technology - Implementation and operation of customer premises cabling - Part 4: Measurement of end-to-end (E2E) links, modular plug terminated links (MPTLs) and direct attach cabling	【制定・改正する理由(必要性)】 無線LANの急速な普及に伴って、エンドー-エンドリンク、モジュラープラグ終端リンク(MPTL)、ダイレクトアタッチ配線設備などの配線構成は増加傾向にあるが、今後、産業用施設内におけるネットワークの普及によって、この増加ペースが加速することが予想されている。このような状況のもと、国際の場では、汎用情報配線設備に対してJIS X 5150-1(汎用情報配線設備 第1部:一般要件)で規定されている構造化配線(チャネル及びバーマントリンク)以外の上記の配線構成で施工された配線設備の測定について、ISO/IEC 14763-4として規定されており、2021年に第2版が発行されている。 これらの配線構造での施工が日本国内においても行われているが、これらの配線構成の測定に対応する規格が存在しておらず、施工業者によって異なる測定(MPTL配線構成をチャネルで測定するなど)が行われる原因となっているとともに、異なる測定方法を用いると、同じ配線設備を測定しても、得られる測定結果が異なることになり、施工品質を保証する上で問題が起きる可能性が指摘されている。 このため、汎用情報配線設備が適切に運用されるためにも、ISO/IEC 14763-4:2021を基に配線構成を測定する規格を早急にJISとして制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、正確な品質の検証が可能となるとともに、異なる施工業者が施工、試験しても、測定方法が規定されることによって、同一手順の試験を行うことが可能となる。また、設計者(発注者)は、仕様書に配線構成及び試験規格を記載することで、必要な配線性能を明示することが可能となる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義並びに略語 4. 適合性 5. E2Eリンク、MPTL及びダイレクトアタッチ配線設備の伝送性能 6. E2Eリンク、MPTL及びダイレクトアタッチ配線設備の伝送規格値 7. E2Eリンク、MPTL及びダイレクトアタッチ配線設備の基準面 8. 試験 9. 試験ヘッド要件 10. 附属書B(規定) E2Eリンク、MPTL及びダイレクトアタッチ配線設備の基準性能試験体系及び施工性能試験体系	ISO/IEC 14763-4:2021	IDT	第2条の該当号: 1(性能)	法律の目的に適合している。 対象事項: エンド-エンド(E2E)リンク、モジュラープラグ終端リンク(MPTL)及びダイレクトアタッチ配線設備	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年10月	35.200	5		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する 判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	07 情報	制定	X22989	情報技術－人工知能－概念及び用語	Information technology - Artificial intelligence - Artificial intelligence concepts and terminology	【制定・改正する理由(必要性)】 AIの用語は、第2次AIブームの折に、ISO/IEC2382-28:1995が制定され、我が国においても、これを基にJIS X 0028:1999(情報処理用語－人工知能－基本概要及びキヤバートシステム)としてJIS化されている。しかし、近年、深層学習という新たな技術の登場に伴って第3次AIブームが到来し、新たな概念や用語が大量に使われるようになつた。現在、統一的な定義がなく、業界に混乱を招いている。その象徴が、歐州が2021年4月に発表し現在審議が進められているAI規制法案である。同法は「ハイリスクAI」に対して様々な義務を課すが「ハイリスク」「AI」の定義に曖昧さがあり、現在の定義だと從来のICTシステムにも当てはまってしまう、規制の拡大として激しい議論となっている。AIでは「説明性」「透明性」や「バイアス」への対応などが求められるが、これらも実務的に何を意味し、必要な対策は何かが不明確となっている。こうした状況を踏まえてJTC1/SC42ではISO/IEC 22989 (Information technology - Artificial intelligence - Artificial intelligence concepts and terminology)を開発し、人工知能(Artificial Intelligence)それ自体を含め様々な用語を新たに定義し、また、從来用語を変更・拡張する作業を進めている。 国内でも同様に、深層学習の登場に伴い様々な用語が幅広い関係者によって様々な規定され、少し複雑な意味をもつて使われている状況を踏まえて、概念を整理し用語に関して指針を与える必要があるため、ISO/IEC 22989と整合を図ったJISを制定する必要がある。なお、ISO/IEC2382-28は既に廃止されていることから、この規格の制定に伴い、JIS X 0028を廃止する。	【期待効果】 この規格を制定することによって、最近の実態を踏まえ国際的に統一した用語の定義に基づくコミュニケーション等が可能となることから、AI関連業界における混乱を防止し、海外からの動きにも対応する基盤として機能することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語および定義 ・AIで使われる概念 ・AIシステムのライフサイクル ・AIシステムの機能概観 ・AIのエコシステム ・AIが使われる分野 ・AIの応用アプリケーション	X0028:1999 9	ISO/IEC FDIS 22989	IDT	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: 人工知能	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化する もの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月 040.35	35.020;01. 3		
JSA	07 情報	制定	X30300	情報及びドキュメンテーション記録管理－基本概念及び用語	Information and documentation - Records management - Core concepts and vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 記録管理のベストプラクティスとしてJIS X 0902-1(情報及びドキュメンテーション記録管理－第1部:概念及び原則)が2019年に制定されたが、我が国にはそれを業務実践、組織管理及びトップマネジメントの中に組み込むための規格が存在しない状況である。ISO 30300シリーズ(記録マネジメントシステム)は、この「記録管理」のJISとの整合性を保持しながら、トップマネジメントによる体系的な記録管理を推進して記録の品質を改善し、業務実践及び組織運営に高い効果をもたらすとする規格である。この両者は、本来、車の両輪であり、併用することによって記録管理の組織的マネジメントが成立し、最大限の効果をもたらすものである。このシリーズ規格の一つであるISO 30300(中核概念及び用語)では、記録管理領域における記録、評価、記録マネジメントシステムなどの中核概念とそこで使用する用語について、明確で体系だった説明及び定義を記載している。したがって、このISO規格を基にしたJISを提供することは、我が国において記録管理及び記録マネジメントシステムの確固たる基盤を形成するために必要不可欠である。なお、ISO 30300シリーズ規格のうち、ISO 30301(要求事項)は、この規格と同時に、また、ISOで改訂作業中のISO 30302(実施ガイドライン)は、改訂後にJISとして制定を予定している。	【期待効果】 この規格の制定を通して、トップマネジメントによる「記録マネジメントシステム」及び「記録管理」の普及・定着を促進し、業務効率を高めるだけでなく、説明責任、リスクマネジメント及び事業継続を可能にする効果をもたらす。また、これに関与する異なる分野の人々のコミュニケーションを適確なものとする効果が期待される。さらに、そこから記録／情報システム業界活動の一層の活性化が期待できる。	主な規定項目は、次のとおりである。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 3.1.組織の概念に関する用語 3.2.記録の概念に関する用語 3.3.評価の概念に関する用語 3.4.記録管理及び記録プロセスの概念に関する用語 3.5.記録コントロールの概念に関する用語 3.6.システム及び記録システムの概念に関する用語	ISO 30300:2020	IDT	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: 記録管理システム	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。	-	1.国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科 学技術協会のWG	2022年4月 2022年4月		4		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年3月6日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	07 情報	制定	X30301	情報及びドキュメンテーション記録のマネジメントシステム－要求事項	Information and documentation – Management systems for records – Requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 記録管理のベストプラクティスとしてJIS X 0902-1(情報及びドキュメンテーション記録管理－第1部:概念及び原則)が2019年に制定されたが、我が国にはそれを業務実践、組織管理及びトップマネジメントの中に組み込むための規格が存在しない状況である。ISO 30300シリーズ(記録マネジメントシステム)は、この“記録管理”のJISとの整合性を保持しながら、トップマネジメントによる体系的な記録管理を推進して記録の品質を改善し、業務実践及び組織運営に高い効果をもたらすとする規格である。この両者は本来、車の両輪であり、併用することによって記録管理の組織的マネジメントが成立し、最大限の効果をもたらすものである。このシリーズ規格の一つであるISO 30301(要求事項)では、組織の状況に応じて役割及び責任、体系的プロセス、測定及び評価、並びにレビュー及び改善についての要求事項を定めている。したがって、このISO規格を基にしたJISを提供することは、我が国の様々な団体・組織における“記録管理の運営”を適正に発展させるために必要不可欠である。なお、ISO 30300シリーズ3規格のうち、ISO 30300(中核概念及び用語)は、この規格と同時に、また、ISOで改訂作業中のISO 30302(実施ガイドライン)は、改訂後にJISとしての制定を予定している。	【期待効果】 この規格の制定によって、より適正で効率的な記録マネジメントシステムを構築するための諸要素が明確になって、記録に関するマネジメントシステムの確立が可能となる。これを通して、責任が明確なマネジメント体制の中における意思決定の透明性、トレーサビリティ及び公益性承認の確保が期待できる。	主な規定項目は次のとおりである。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 組織の状況 5 リーダーシップ 6 計画 7 支援 8 オペレーション 9 パフォーマンス評価 10 改善方策 11 附属書A(規定)記録のプロセス、制御及びシステムのオペレーションに関する要求事項	ISO 30301:2019	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法) 対象事項: 記録管理システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2022年4月		4	